

障がい者グループホームの職員配置基準

従業者	グループホーム類型		
	日中サービス支援型	介護サービス包括型	外部サービス利用型
世話人	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
生活支援員	常勤換算で、次に掲げる数の合計以上 ①支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数		※外部事業者の介護サービス等を利用するため配置なし
夜間支援従事者	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間を通じて1人以上の夜間支援従事者を置く（入居定員が11名以上の場合は原則ユニットごとに1人以上配置）		
備考	世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤		

※ 管理者、サービス管理責任者の配置基準はいずれの類型も同じ。

障がい者グループホームの報酬単価の比較（例示）

日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）区分6	1,098単位
介護サービス包括型共同生活援助サービス費（Ⅰ）区分6	661単位
外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	242単位